

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート 認定こども園 を利用される方はご確認ください。

1号認定の子どものうち、保育を必要としない子ども

【対象者・保育料】

満3歳児から5歳児クラスまでの全ての子どもの保育料が無償化されます。

入園料や事務手数料、その他施設充実費などの特定負担金は、これまでどおり保護者の負担となります。

通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、**【年収360万円相当世帯の子ども】**と**【第3子以降の子ども】**については、**副食費（おかず代やおやつ代）**が免除されます。

副食費の免除について**【第3子以降の子ども】**の多子カウント方法は、小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。

【無償化の対象となる手続き】

すでに認定こども園に入園し、1号認定として利用されている方についての手続きは不要です。

1号認定の子どものうち、保育を必要とし、預かり保育を利用する子ども

【対象者・保育料】

1号認定の保育料の無償化については上記 と同じです。

預かり保育が無償化の対象になるには、現在受けている1号認定に加え、町から**【新2号認定】**や**【新3号認定】**の認定を受けることが必要です。

【新2号認定】や**【新3号認定】**の認定を受けるためには町に認定の申請を行うことになります。

以下の支給要件に該当する場合、町から**【新2号】**等の認定が受けられます。

認定区分	支給要件
新2号認定	[満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した]子どもで、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）がある子ども
新3号認定	0歳から[満3歳に達する日以後最初の3月31日まで]の間にある子どもで、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）があるもののうち、住民税非課税世帯の子ども

裏面に続く

無償化の対象となる月額上限は、[実際にかかった金額] (A) と [無償化対象の給付基礎日額450円×利用日数] (B) と [新2号認定]の月額上限額11,300円 (C)、[新3号認定]月額上限16,300円 (C) を比較して最も低い金額となります。

(例) 1号認定 + 新2号認定者が、通っている園で
1日600円の預かり保育を20日間利用した場合

《これまでどおり保護者が園に支払う金額》

600円 × 20日 (利用日数) = 12,000円… (A)

《無償化対象の日額単価で算出した限度額》

国が定めた無償化対象の給付基礎日額

450円 × 20日 = 9,000円… (B)

《新2号認定の月額上限》

11,300円… (C)

【町から保護者に償還払いされる無償化対象金額】

(A) と (B) と (C) を比較し、最も低い金額 (B) の9,000円

預かり保育の利用料は、これまでどおり保護者は園に支払った後、保護者から園を通じて、町に償還払いの申請を行い、内容審査後に町から保護者に該当金額の償還払いを行う方法を検討しています。

【無償化の対象となる手続き】

現行の1号認定に加え、町から新たに[新2号認定]または[新3号認定]を受け
るため、町に認定申請書を提出する必要があります。

2号認定や3号認定として利用する子ども

【対象者・保育料】

3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子どもの保育料が無償化されます。

3歳児クラス…4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス(年少クラス)

入園料や事務手数料、その他施設充実費などの特定負担金は、これまでどおり保護者の負担となります。

通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、**【年収360万円相当世帯の子ども】**と**【第3子以降の子ども】**については、**副食費(おかず代やおやつ代)**が免除されます。

副食費の免除について〔第3子以降の子ども〕の多子カウント方法は、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。

0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

子どもが2人以上の世帯の2歳児クラスまでの子どもの保育料については現行制度を継続し、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子とカウントし、第2子は半額、第3子は無償となります。

年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、これまでどおり保育料の中に主食・副食費分が含まれますので、新たな保護者の負担はありません。

【無償化の対象となる手続き】

既に認定こども園に入園し、2号認定や3号認定として利用されている方についての手続きは不要です。

